

祝　　辞

本日、ここに、日本法律家協会創立七〇周年の記念式典が行われるに当たり、お祝いを申し上げます。

日本法律家協会は、昭和二七年、裁判官、検察官、弁護士、法学者等すべての法律家が集い、司法の発達、法曹の向上、法学の進歩を図ることを目的として創立されました。以来今日まで七〇年間にわたり、多様な活動を通じて幾多の成果を挙げ、司法界に多大な貢献を果たしてこられました。

この一〇年間を振り返りますと、法曹倫理研究会の研究成果は、平成二七年五月の「法曹倫理」の発刊として結実し、その内容は高い評価を得ております。平成二九年に開催されたローエイシア東京大会に際しては、我が国の法律家全体を代表する唯一の機関として、アジア太平洋地域の法律家との交流に重要な役割を果たされました。機関誌「法の支配」は、平成二六年七月発刊の第一七四号から、その時々の関心に即したテーマについて座談会と論稿により構成するという「特集」方式が採用されるなど、タイムリーで充実した内容のものになっています。改めて、関係各位の永年にわたる御尽力に、深甚なる敬意と感謝の気持ちを表する次第です。

今日、社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化は一層進展し、国内外において様々な利害の対立が深刻化しています。このような時こそ、法や司法に関わる者には、「法の支配」を社会に浸透させ、これを確固たるものとするための一層の努力が求められているといえます。この点からも、「法の支配」の理念を社会に伝えこれを定着させるための活動を続けてこられた日本法律家協会に対する期待には大きなものがあると思います。

日本法律家協会におかれましては、この式典を新たな出発点として、国民の期待と信頼にこたえて、更に充実した活動を行つていかれるよう念願いたします。

日本法律家協会の一層の御発展を祈念いたしまして、祝辞といたします。

令和四年一〇月一五日

最高裁判所長官　戸　倉　三　郎